

一般社団法人日本未病システム学会認定制度

序 文

病気や苦痛もなく生活の質（quality of life）を保持しているが、病気の前兆や検査データに異常が認められる未病者が増えている。日本未病システム学会認定制度は、少子高齢化社会における医療に必要にして十分な能力のある未病医学認定医、未病専門指導者を認定することにある。健全で安心な医療を国民に提供し、未病状態にある国民に対して適切な介入により日常生活の質（QOL）を高め、好ましい生活習慣変容を促すことによって国民全体の健康長寿を推進し、国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。当認定制度は日本未病システム学会規則に則り、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士等、学会が認めた職能に対して、それぞれの認定制度規則に基づき認定委員会を設け、審議を行い認定を実施する。

一般社団法人日本未病システム学会未病医学認定医制度規則

第1章 総則

第1条 目的：未病医学認定医制度は国民の福祉に貢献するために病気になる前に未病を把握し、健康寿命の伸長をめざした予防治療、未病医療の向上を図り、未病の診療に必要な医学的、社会的な総合的知識と技量をもった優れた医師を養成することを目的とする。

第2条 一般社団法人日本未病システム学会（以下本学会）は、この目的を達成するため、未病医学認定医を認定する。

第3条 本制度の維持と運営のために教育委員会を設置し、認定医制度を審議、および認定のための諸制度を定め、教科書の編纂や改訂等を実施する。未病医学認定医等の資格を審議して答申する以下の小委員会を設置する。

1. 資格認定委員会
2. カリキュラム委員会

第2章 資格認定委員会および本制度の運営

第4条 資格認定委員会は、未病医学認定医の資格認定業務を行う。

第5条 本学会理事会は資格認定委員長ならびに資格認定委員を選任し、教育委員会、社員総会の承認をもって決定する。

第6条 資格認定委員長は資格認定委員会を統括し、本制度の円滑な運営を図る。委員長は年1回の定時、あるいは必要に応じて臨時の資格認定委員

会を招集する。ただし、委員数の3分の1以上の委員から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、委員長はただちに臨時資格認定委員会を招集しなければならない。

第7条 資格認定委員会は委員数の過半数が出席しなければ、その議を開き議決することはできない。

第8条 資格認定委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。本議決は教育委員会の承認後、理事会に報告され審議される。

第9条 資格認定委員会、教育委員会および理事会を経て決定された事項は、社員総会で報告され、本学会機関誌によって会員に通告する。

第10条 資格認定委員会の議事については、議事録を作成し保管しなければならない。

第11条 資格認定委員の任期は3年とする。重任を妨げない。

第3章 カリキュラム委員会

第12条 本制度を円滑に遂行するため、カリキュラム委員会を設置する。カリキュラム委員会はカリキュラムの細則を定め審議を行い、教育委員会および理事会に答申する。

第4章 認定医の資格

第13条 認定医の認定を申請するものは、次の各項の条件をすべて満足するものであることを要する。

1. 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識を備えていること。
2. 申請時において継続して3年以上本学会の会員であること。
3. 医師免許取得後3年以上の期間にわたって、別に掲げる細則に定める未病医学研修カリキュラムを適合した証明書類を取得すること。
4. 過渡的期間以後の認定については、本学会が施行する認定のための研修カリキュラムに参加し資格を取得した後、審査に合格すること。

第5章 認定医認定および更新の方法

第14条 認定医の認定を希望するものは次の各項に定める書類を本学会事務局に提出する。

1. 認定医申請書
2. 履歴書
3. 医師免許証（写し）
4. 証明写真（3 cm × 4 cm）＊新規申請者のみ
5. 認定研修カリキュラム修了証明書（細則に基づく学会、教育研修講演会出席証等含む）等
6. これに規定の未病学会発表・投稿あるいは未病症例報告書を含める。ただし、経験した未病症例5例分報告書の添付により、1編の発表あるいは投稿文が免除される。なお、未病症例報告書の書式は本学会の症例報告書式に準じる。

第15条 資格認定委員会は申請書類によって認定資格について審査を行う。

第16条 資格認定委員会の審査結果は教育委員会、理事会の議を経て決定する。

第17条 本学会理事長は、審査の要件を達成し、理事会で承認されたものに対して、認定医証を交付する。

第18条 認定は5年ごとに更新する。認定医の更新は細則に基づき所定の手続きを経て行う。

第19条 認定および更新の申請時には細則に定める審査料および認定登録料を支払うものとする。

第20条 認定医の申請書類の締め切りは毎年度学術総会第1日目の一か月前とする。

第6章 認定医の資格の喪失

第21条 認定医は次の理由によって、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定医の資格を辞退したとき。
2. 本学会の会員としての資格を喪失したとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。
4. 認定医として認定を受けた日から満5年を経て、正当な理由がなく新たな認定更新を受けないとき。

第22条 本学会理事長は認定医として相応しくない行為のあったものに対して、資格認定委員会、教育委員会、理事会の議決によって認定医の認定を取り消すことができる。

第7章 規則の改廃

第23条 この規則の改廃は、資格認定委員会、教育委員会あるいは理事会により提起され、理事会の議決により、社員総会の承認を得なければならない。

第8章 附則（第13条の特例措置）

第24条 本学会認定医の認定に関し本学会理事長が特別に推挙した会員は本学会理事会に申請し特例審査を受けることとする。

第25条 この規則は2005年1月10日より施行した。

この規則は2007年1月7日に第1回改正を実施した。

この規則は2009年10月31日より改正施行する。

この規則は2010年11月13日より改正施行する。

この規則は2011年11月19日より改正施行する。

この規則は2012年10月27日より改正施行する。

この規則は2013年11月9日より改正施行する。

この規則は2014年11月1日より改正施行する。

この規則は2015年10月11日より改正施行する。

この規則は2016年11月5日より改正施行する。

この規則は2017年11月4日より改正施行する。

この規則は2018年10月27日より改正施行する。